

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和7年10月2日付けで行った文書「令和6年度瀬戸市地区公民館生涯学習補助事業に関する陶原公民館からの補助金交付申請書一式及び実績報告書一式」の開示請求に対し、瀬戸市長（以下「処分庁」という。）が令和7年10月16日付け7瀬コ第107号で行った公文書一部開示決定の処分（以下「本件処分」という。）については妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は本件処分について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるとして不開示とされた令和7年2月5日付け瀬戸市地区公民館生涯学習補助実績報告書「己書講座」及び「イキイキ！！60代からの元気からだづくり」に添付の募集チラシ（「陶原だより第111号」及び「令和6年度生涯学習補助事業のご案内」）に記載された講師氏名（以下「本件不開示情報」という。）は、慣行として公にされている情報に該当するとして、開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 本件不開示情報は、参加者を募集するにあたって地域住民に広く周知されており、条例第7条第2号ただし書きに規定する「慣行として公にされている情報」に該当する。

イ 陶原公民館は何人も利用可能な施設であり、本件不開示情報が記載された「陶原だより第111号」及び「令和6年度生涯学習補助事業のご案内」は、来館すれば誰でも閲覧可能な状態であったため、本件不開示情報は何人も知りうる状態であったといえる。

ウ 「陶原だより第111号」及び「令和6年度生涯学習補助事業のご案内」について、陶原連区自治連合会回覧が終了したこと及び相当期間の経過により陶原公民館から撤去されたことをもって公にされている状態ではなくなったとは言えない。

当該文書については、本件開示請求時点で、発行元である瀬戸市公民館協議会に対し開示請求を行えば、開示される文書であると考えられるため、そこに記載された情報は、何人も知りうる状態であったといえる。また、文書の保存期間が1年だとしても保存期間の途中であり、瀬戸市が作成する「情報公開事務の手引」における「過去に公表されたものであっても相当期間の経過により、開示請求時点では、公にされているとは判断できない場合」の「相当期間の経過」には該当しない。

以上、本件不開示情報について開示すべきである。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

本件不開示情報については、条例第7条第2号に該当し、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示とした。

本件処分において審査請求人に交付した公文書の写しには、実績報告書一式として決算書及び補助対象経費に係る全ての領収書が添付されており、講師料の額が明らかとなっている。本件不開示情報を開示した場合、講師料の額と照合することで、特定の個人を識別することができ、講師個人に関する情報（収入）を公にすることとなり、個人の権利利益を害するおそれがあると判断した。

また、審査請求人の主張する「慣行として公にされている情報」については、瀬戸市が作成する「情報公開事務の手引」において「現在、一般に公表されており、実施機関として当該情報が何人も知りうる状態におかれていると認められる情報をいう。なお、過去に公表されたものであっても相当期間の経過により、開示請求時点では、公にされているとは判断できない場合があることに留意する必要がある。」と示されており、本件不開示情報が記載されている「陶原だより第111号」及び「令和6年度生涯学習補助事業のご案内」は、陶原連区自治連合会回覧及び陶原公民館内に設置された状態で入手することができるが、当該自治連合会加入者及び当該公民館の来館者のみが知り得る状況にあり、本件不開示情報が何人も知りうる状態とは認められなかった。また、本件開示請求時点では、既に回覧が終了しており、公民館内の設置についても相当期間の経過により撤去されており、公にされているとは判断できない状態であった。

したがって、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求について棄却すべきと考える。

4 審査請求に係る経過

令和7年10月2日	審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出
令和7年10月16日	処分庁は公文書一部開示決定をし、通知書を送付
令和7年10月21日	審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
令和7年11月21日	処分庁から審査庁へ弁明書を提出
令和7年12月18日	審査請求人から審査庁へ反論書を提出
令和8年1月20日	審査庁において口頭意見陳述聴取を実施
令和8年3月10日	審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出

5 審査会の判断の理由

- (1) 審査請求人は、次のように主張している。

本件不開示情報は、参加者を募集するにあたって地域住民に広く周知されており、条例第7条第2号ただし書きに規定する「慣行として公にされている情報」に該当する。

陶原公民館は何人も利用可能な施設であり、本件不開示情報が記載された「陶原だより第111号」及び「令和6年度生涯学習補助事業のご案内」は、来館すれば誰でも閲覧可能な状態であったため、本件不開示情報は何人も知りうる状態であったといえる。

「陶原だより第111号」及び「令和6年度生涯学習補助事業のご案内」について、陶原連区自治連合会回覧が終了したこと及び相当期間の経過により陶原公民館から撤去されたことをもって公にされている状態ではなくなったとは言えない。

当該文書については、本件開示請求時点で、発行元である瀬戸市公民館協議会に対し開示請求を行えば、開示されると考えられるため、そこに記載された情報は、「何人も知りうる状態であった」といえる。また、文書の保存期間が1年だとしても保存期間の途中であり、瀬戸市が作成する「情報公開事務の手引」における「過去に公表されたものであっても相当期間の経過により、開示請求時点では、公にされているとは判断できない場合」の「相当期間の経過」には該当しない。

処分庁は、令和5年度については、「2023年公民館のあらまし」という資料を作成し、当時ホームページ等で広く公表していた。その中で、令和5年度に行われた2つの生涯学習事業について講師の氏名を記載していたにもかかわらず、令和6年度の講座については、開示請求がなされても不開示としたことは理解し難い。

処分庁は弁明書の中で、本件処分において交付した公文書の写しには、実績報告書一式として決算書及び補助対象経費に係る全ての領収書が添付されており、講師料の額が明らかになっているため、講師の氏名を開示した場合に講師個人に関する情報（収入）を公にすることとなり、個人の権利利益を害するおそれがあると判断したと弁明しているが、当該講師料の額は、対象の事業に係る補助要綱に規定する講師料の基準額に過ぎないので、講師個人の権利利益を害するような具体的なおそれはないと考える。

- (2) そこで、本審査会は、次のとおり調査し、審査を行った。

ア 本件不開示情報が、条例第7条第2号ただし書きに規定する「慣行として公にされている情報」に該当するか確認した。

- ⑦ 本件不開示情報が記載された文書が、陶原公民館に設置されていたか、陶原連区自治連合会回覧に付されていたか確認した。処分庁によると、当該文書は発行当時当該公民館内に設置され、当該連区自治連合会回覧に付されていたこととであった。当該文書が何人も来館可能な当該公民館に設置されていたこと及び当該連区自治会回覧に付されていたことからすると、少なくとも過去の時点では、本件不開示情報は「公にされていた情報」といえる。また、当該文書のうち「令

和6年度生涯学習補助事業のご案内」については文書の右上に「回覧」印が付されており、処分庁は、本件不開示情報が公にされていた情報であることを気付き得たといえる。

(イ) 本件不開示情報が記載された文書について、陶原公民館からの撤去及び陶原連区自治連合会回覧板の回覧終了からどれくらいの期間が経過していたか確認した。処分庁によると、本件開示請求時点で、1年程度経過していたとのことであった。また、個人情報の開示及び不開示を判断する際、当該個人情報が公にされている情報であるかを判断するための基準の1つとしてインターネット上で対象の個人名を検索する等の方法をとっているとのことであった。本件不開示情報が、相当期間の経過により、本件開示請求時点では公にされていないと判断できる状況にあったかという点については、相当期間について明確な定義がされておらず、個々の事案によって判断すべきと考えられ、判断が分かれるところである。

(ロ) 審査請求人は、本件不開示情報が記載された文書について、本件開示請求時点で、発行元である瀬戸市公民館協議会に対し開示請求を行えば開示されたと考えられるため、本件不開示情報は公にされている情報であると主張しているが、あくまで推測の域を出ないことから、これをもって本件不開示情報が慣行として公にされている情報であると判断する理由にはならない。

(ハ) 「公民館のあらし」について、令和6年度分を作成及び公開しているか確認した。処分庁によると、令和6年度分は作成したが、公開はしていないとのことであった。審査請求人は、過去に「2023年公民館のあらし」において公開されていたものと同等の情報が本件処分において不開示とされたことについて理解し難いと主張しているが、処分庁によると「公民館のあらし」は、何らかの基準や規定に基づいて作成及び公表するものではなく、処分庁又は瀬戸市公民館協議会の判断で作成及び公開するものであるとの説明であったことから、過去に公開されていた資料に本件不開示情報と同等の情報が掲載されていたことのみをもって、本件不開示情報を開示すべきとはいえない。

イ 本件不開示情報が、条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するか確認した。

本件処分において審査請求人に交付した公文書の写しには、実績報告書一式として決算書及び補助対象経費に係る全ての領収書が添付されており、講師料の額が明らかとなっている。

審査請求人は、当該講師料の額は対象の事業に係る補助要綱に規定する講師料の基準額に過ぎないため、講師個人の権利利益を害するような具体的なおそれはないと主張しているが、本件不開示情報を開示した場合、講師個人に関する情報（収入）を公にすることとなり、個人の権利利益を害するおそれがあると考えられるため、開示する利益と不開示とすることにより保護される利益とを比較衡量

して不開示とした処分庁の判断は妥当といえる。

ウ 本件において、処分庁が、本件不開示情報が記載された「陶原だより第111号」及び「令和6年度生涯学習補助事業のご案内」が何人も知り得る状態とは認められなかったと主張した部分については、当該文書が少なくとも過去の時点においては公開されていたと認められることから、適切とはいえない。また、相当期間が経過していたかという点については、相当期間について明確な定義がされておらず、個々の事案によって判断すべきと考えられるため、審査会として判断することは困難であった。しかしながら、処分庁が、インターネット上で対象の個人名を検索する等の方法をとったうえで、本件不開示情報が開示請求時点において公にされている情報ではないと判断したことについては本審査会としても理解できるところである。以上を勘案し、本件不開示情報を開示した場合、他の情報と照合することで、講師個人に関する情報を公にすることとなり、個人の権利利益を害するおそれがあることを理由に不開示としたことは適当である。

したがって、本審査会としては、本件不開示情報については不開示という結論に至った。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。